全国一斉 労働 相談

ホットライン 0120 - 610 - 168

※上記は特設番号です。6/10以外は御利用いただけませんので御注意ください。

弁護士が 無料で 対応します 2015/6/10 (大)

労働の日

10:00~22:00



こんなことはありませんか…?

- ・実際は求人広告よりも賃金が低かった
- ・残業代が出ない
- ・上司から怒鳴られる
- ・残業が多すぎて疲れてしまった…
- 明日から来なくてもいいと言われた。
- 会社でけがをしたのに「労災手続」を 取ってもらえない
- ・次は更新しないという契約書にサインを すれば今回だけ更新すると言われた

主催:日本弁護士連合会・岡山弁護士会

※各弁護士会により実施状況が異なります。詳細は実施案内を御確認の上、各弁護士会にお問い合わせください。実施案内は日弁連ホームページで御確認いただけます。また、当日は回線状況等によりつながりにくい場合もありますので予め御了承ください。